

令和8年度
島根県(中国山地)浜田・県央管内
指定管理鳥獣捕獲等事業
金抜き設計書

島根県

(1) 設計条件

事業名	令和8年度島根県(中国山地)浜田・県央管内指定管理 鳥獣捕獲等事業
事業内容	ニホンジカの捕獲事業
事業期間	契約日の翌日～令和9年1月31日
捕獲方法	くくりわなによる捕獲

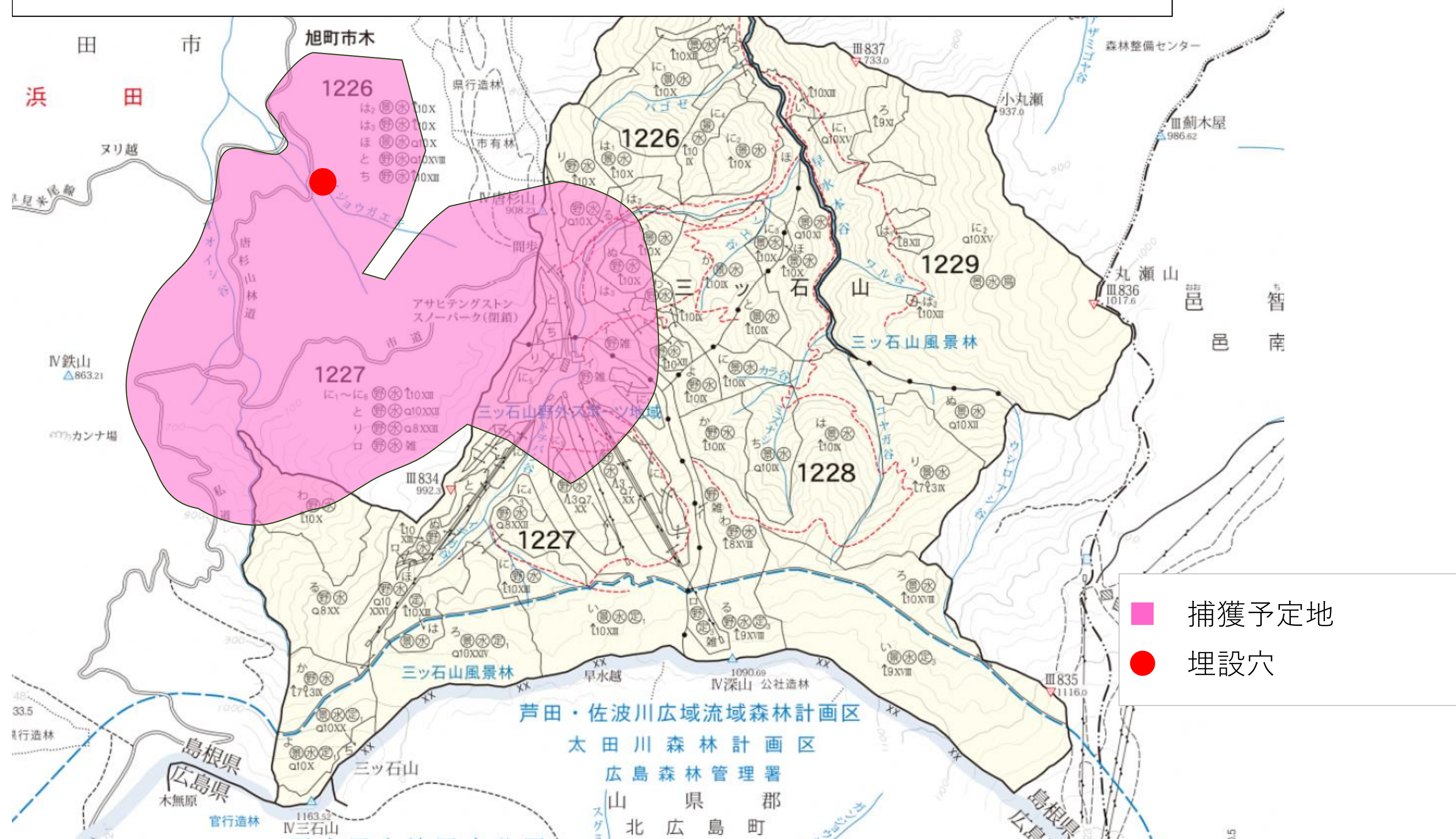
事業区域		三ツ石山国有林及び付近の民有林、市有林	
捕獲(見回り・給餌)期間		50 日	
捕獲目標頭数		10頭	
内容	①	くくりわな設置	40 回(20基×2クール)
	②	くくりわな撤去	40 回(20基×2クール)
	③	通報装置設置	40 回(20基×2クール)
	④	通報装置撤去	40 回(20基×2クール)
	⑤	見回り(現地)	14 日
	⑥	見回り(発信確認)	32 日
	⑦	個体処理方法 集合理設	10 頭
	⑧	埋設穴掘削	10 m3
冬期補正		なし	
通勤補正		なし	

事業区域		栃谷国有林	
捕獲(見回り・給餌)期間		50 日	
捕獲目標頭数		15 頭	
内容	①	くくりわな設置	50 回(25基を2クール)
	②	くくりわな撤去	50 回(25基を2クール)
	③	通報装置設置	50 回(25基を2クール)
	④	通報装置撤去	50 回(25基を2クール)
	⑤	見回り(現地)	14 日
	⑥	見回り(発信確認)	32 日
	⑦	個体処理方法 集合埋設	15 頭
	⑧	事業区域外の埋設穴へ運搬(栃谷国有林から)	15 回
冬期補正		なし	
通勤補正		なし	

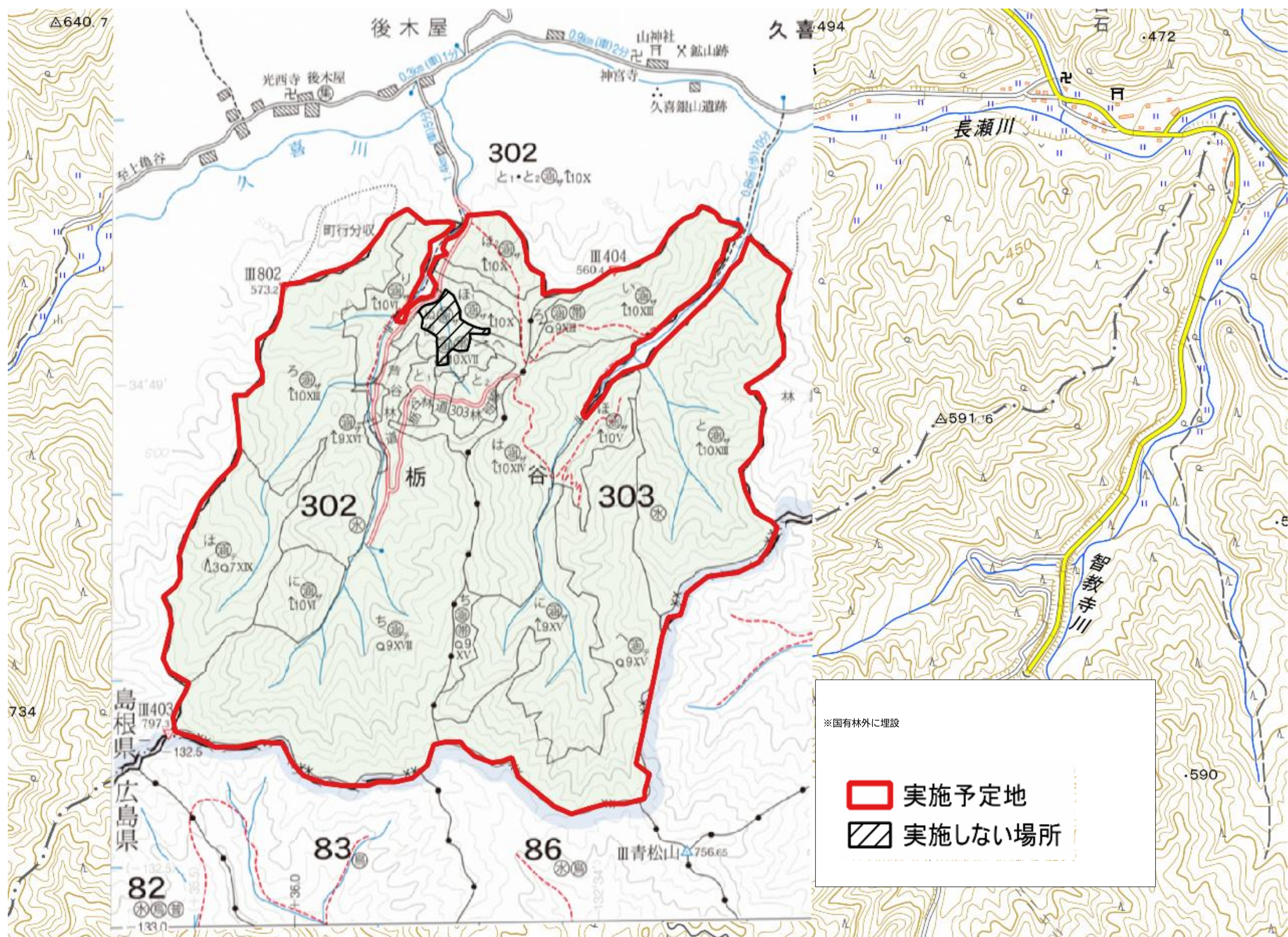
事業区域		立岩国有林	
捕獲(見回り・給餌)期間		50 日	
捕獲目標頭数		15 頭	
内容	①	くくりわな設置	50 回(25基×2クール)
	②	くくりわな撤去	50 回(25基×2クール)
	③	通報装置設置	50 回(25基×2クール)
	④	通報装置撤去	50 回(25基×2クール)
	⑤	見回り(現地)	14 日
	⑥	見回り(発信確認)	32 日
	⑦	個体処理方法 集合埋設	15 頭
	⑧	事業区域外の埋設穴へ運搬(立岩国有林から)	15 回
冬期補正		なし	
通勤補正		なし	

※『国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（最終改正：令和8年3月31日）』を参考に設計をした。

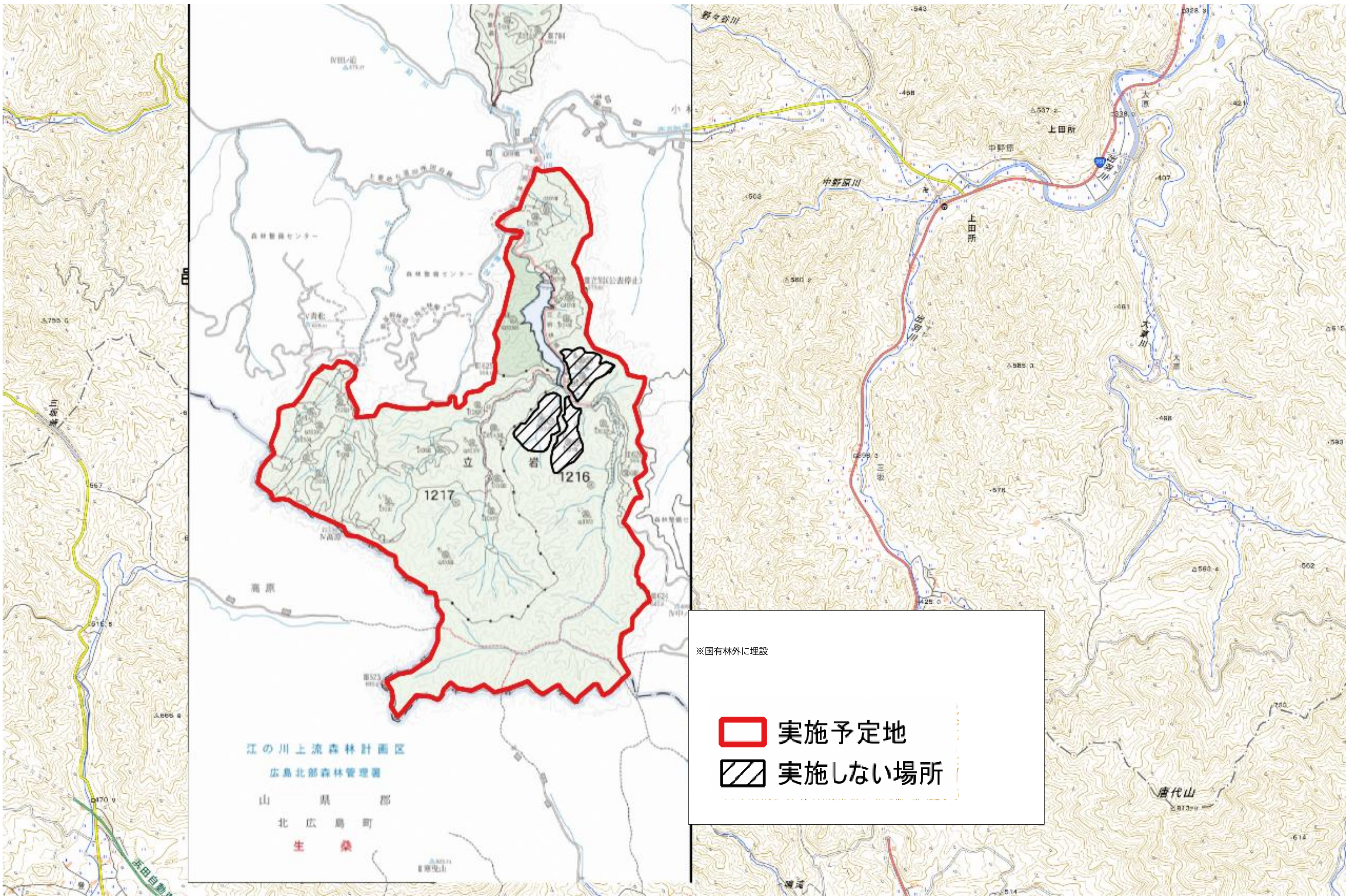
三ツ石山国有林及び付近の民有林、市有林



栃谷山国有林



立岩国有林



邑南町埋設場所



積算内訳書

	費目	作業種・材料費	単位	数量	単価	金額	摘要	
1	直接事業費		式	1				(千円未満切り捨て)
2	三ツ石山国有林及び付近の民有林、市有林	くくりわな設置	基	40			第1号単価表	20基×2クール
3		くくりわな撤去	基	40			第2号単価表	20基×2クール
4		通報装置設置	基	40			第3号単価表	20基×2クール
5		通報装置撤去	基	40			第4号単価表	20基×2クール
6		見回り(現地)	回	14			第5号単価表	
7		見回り(発信確認)	回	32			第6号単価表	
8		個体処理(集合埋設)	頭	10			第7号単価表	
9		埋設穴掘削	m ³	10			第8号単価表	
10	栃谷国有林	くくりわな設置	基	50			第9号単価表	25基×2クール
11		くくりわな撤去	基	50			第10号単価表	25基×2クール
12		通報装置設置	基	50			第11号単価表	25基×2クール
13		通報装置撤去	基	50			第12号単価表	25基×2クール
14		見回り(現地)	回	14			第13号単価表	
15		見回り(通報装置確認)	回	32			第14号単価表	
16		個体処理(集合埋設)	頭	15			第15号単価表	
17		事業区域外の埋設穴へ運搬(栃谷国有林から)	回	15			第16号単価表	
18	立岩国有林	くくりわな設置	基	50			第17号単価表	25基×2クール
19		くくりわな撤去	基	50			第18号単価表	25基×2クール
20		通報装置設置	基	50			第19号単価表	25基×2クール
21		通報装置撤去	基	50			第20号単価表	25基×2クール
22		見回り(現地)	回	14			第21号単価表	
23		見回り(通報装置確認)	回	32			第22号単価表	
24		個体処理(集合埋設)	頭	15			第23号単価表	
25		事業区域外の埋設穴へ運搬(立岩国有林から)	回	15			第24号単価表	
26	共通	宿泊費	日	179			第25号単価表	
27		打合せ	日	6			第26号単価表	
28		くくりわな	基	70				県が貸与
29		通報装置	基	70				県が貸与
30	間接事業費		式	1				共通仮設費＋現場管理費
31		共通仮設費	式	1				直接事業費×5.4%(千円未満切り捨て)
32		現場管理費	式	1				純事業費×34.0%(千円未満切り捨て)
33	事業原価		式	1				直接事業費＋間接事業費
34	一般管理費等		式	1				事業原価×24.91%(千円未満切り捨て)
35	事業原価+一般管理費等		式	1				事業原価＋一般管理費等
36	消費税相当額		式	1				
37	委託事業費		式	1				

単価表

＜三ツ石山国有林及び付近の民有林、市有林＞

第1号単価表		くくりわな設置 10基当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.31			
従事者C	普通作業員	人	0.31			
諸雑費		%	1			
合計		基	10			
1基当り		基	1			小数点以下切り捨て

第2号単価表		くくりわな撤去 10基当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.10			
従事者C	普通作業員	人	0.10			
合計		基	10			
1基当り		基	1			小数点以下切り捨て

第3号単価表		通報装置(子機)設置 単価表			【標準歩掛】		10基当り
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.21				
従事者C	普通作業員	人	0.21				
諸雑費		%	1				
合計		基	10				
1基当り		基	1			小数点以下切り捨て	

第4号単価表		通報装置(子機)撤去 単価表			【標準歩掛】		10基当り
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.11				
従事者C	普通作業員	人	0.11				
合計		基	10				
1基当り		基	1			小数点以下切り捨て	

撤去歩掛は、設置歩掛(諸雑費率は除く)の50% 0.21×0.5＝

0.11
(小数第3位四捨五入)

単価表

第5号単価表		見回り(現地) 1回当り 単価表		【標準歩掛】		
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.50			
従事者C	普通作業員	人	0.50			
機械運転	中小型トラック	時間	0.45			機械運転単価表(1)
諸雑費		%	1			
1回当り		回	1			小数点以下切り捨て

※林道等から100m以内のわなや給餌箇所等に対する、見回り・給餌作業、わな等の維持補修を対象(給餌の有無を問わない)

機械運転単価表(1)		中小型トラック 1時間当り 単価表		【標準歩掛】		
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機労材単価
1時間当り		時間	1			

林道等走行距離3.4km(片道)、見回り・給餌(ワナの箇所)が20箇所

(見回り・給餌1回当り労務歩掛)

A: 見回り・給餌1回当り労務歩掛(人／回)	A=B／8	=	<u>2.00</u>	÷	8	=	<u>0.25</u>
B: 見回り・給餌1回当り所要時間(h／回)						÷	<u>0.50</u>
C: 見回り・給餌1箇所当り所要時間(h／箇所)							(0.5単位で切り上げ)
D: 見回り・給餌箇所数(箇所)	B=C×D	=	<u>0.10</u>	×	<u>20</u>	=	<u>2.00</u>
E: 見回り・給餌1箇所当り林道等走行時間(h／箇所)	C=E+F	=	<u>0.02</u>	+	<u>0.08</u>	=	<u>0.10</u>
F: 見回り・給餌時間 くくりわな 0.08h／箇所	E=G／D	=	<u>0.45</u>	÷	<u>20</u>	=	<u>0.02</u>
G: 見回り・給餌1回当り機械運転歩掛 (車両による林道等走行時間)(h)							(小数3位四捨五入)
H: 車両による林道等走行距離(片道)(km)	(見回り・給餌1回当り機械運転歩掛)						
I: 走行速度 15km/h 標準	G=2×H／I	=	2	×	<u>3.4</u>		
				÷	<u>15</u>	=	<u>0.45</u>
							(小数3位四捨五入)

機械運転単価

(中小型トラック 1時間当り燃料消費量)

=機関出力 × 運転1時間当り燃料消費率

= 58 × 0.049 = 2.842

÷ 2.8

(有効数字3位四捨五入)

単価表

第6号単価表		見回り(発信確認のみ)		1回当り 単価表		【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.06				
従事者C	普通作業員	人	0.06				
機械運転	中小型トラック	時間	0.45			機械運転単価表(1)	
1回当り		回	1			小数点以下切り捨て	

※林道等走行し、発信確認を行う

機械運転単価表(1)		中小型トラック		1時間当り 単価表		【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率	
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機労材単価	
1時間当り		時間	1				

林道等走行距離3.4km(片道)

(見回り・給餌1回あたりの労務歩掛)

A=G/8 = 0.45 ÷ 8 = 0.05625

(見回り・給餌1回当り機械運転歩掛)

G=2×H/I = 2 × 3.4 ÷ 15 = 0.45
(小数3位四捨五入)

機械運転単価

(中小型トラック 1時間当り燃料消費量)

=機関出力 × 運転1時間当り燃料消費率

= 58 × 0.049 = 2.842

≒ 2.8

(有効数字3位四捨五入)

単価表

第7号単価表		集合埋設 10頭当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.94			
従事者C	普通作業員	人	0.94			
諸雑費		%	7			銃器止刺し(鉛製銃弾)
合計		頭	10			
1頭当り		頭	1			小数点以下切り捨て

※わな猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬(100m以内)、個体の車両への積込・積降し、捕獲跡地整地、個体の埋設、人力による埋め戻し、わなの再設置までの作業

第8号単価表		埋設穴掘削 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者C	普通作業員	人	0.30			
バックホウ(クローラ型)	後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m3(平積0.2m3)	日	0.31			機械運転単価表 10/D(日当り施工量)
合計		m3	10			
1m3当り		m3	1			

D:日当り施工量(32m3／日)

機械運転数量＝10／D＝10÷32＝0.3125　＝0.31(小数第3位四捨五入)

※埋設穴の掘削、基面整正及び浮き石除去までの作業を含む(資機材搬入・搬出や事業区域内運搬、掘削箇所を選定、整地は共通仮設費に含む)

バックホウ(クローラ型)運転単価表					【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
運転手(特殊)	運転手(特殊)	人	1.00			
燃料費	パトロール給油	L	40			
機械損料	バックホウ(クローラ型)	供用日	1.57			第2 機械損料算定表
合計		日	1			第8号単価表

単価表

＜栃谷国有林＞

第9号単価表		くくりわな設置 10基当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.31			
従事者C	普通作業員	人	0.31			
諸雑費		%	1			
合計		基	10			
1基当り		基	1			

第10号単価表		くくりわな撤去 10基当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.10			
従事者C	普通作業員	人	0.10			
合計		基	10			
1基当り		基	1			

第11号単価表		通報装置(子機)設置 単価表			【標準歩掛】		10基当り
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.21				
従事者C	普通作業員	人	0.21				
諸雑費		%	1				
合計		基	10				
1基当り		基	1				

第12号単価表		通報装置(子機)撤去 単価表			【標準歩掛】		10基当り
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.11				
従事者C	普通作業員	人	0.11				
合計		基	10				
1基当り		基	1				

撤去歩掛は、設置歩掛(諸雑費率は除く)の50%

0.21

×

0.5

=

0.11

(小数第3位四捨五入)

単価表

第13号単価表		見回り(現地) 1回当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.50			
従事者C	普通作業員	人	0.50			
中小型トラック	ガソリンエンジン駆動 最大積載質量750kg	時間	0.23			機械運転単価表(1)
諸雑費		%	1			
1回当り		回	1			

※林道等から100m以内のわなや給餌箇所等に対する、見回り・給餌作業、わな等の維持補修を対象(給餌の有無を問わない)

機械運転単価表(1)		中小型トラック 1時間当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機械損料算定表(13)欄
1時間当り		時間	1			

林道等走行距離1.7km／回(片道)、見回り・給餌(ワナの箇所)が25箇所／回

(見回り・給餌1回当り労務歩掛)

A: 見回り・給餌1回当り労務歩掛(人／回)	A=B／8	=	2.25	÷	8	=	0.28
B: 見回り・給餌1回当り所要時間(h／回)						÷	0.50
C: 見回り・給餌1箇所当り所要時間(h／箇所)							(0.5単位で切り上げ)
D: 見回り・給餌箇所数(箇所)	B=C×D	=	0.09	×	25	=	2.25
E: 見回り・給餌1箇所当り林道等走行時間(h／箇所)	C=E+F	=	0.01	+	0.08	=	0.09
F: 見回り・給餌時間 0.08h／箇所	E=G／D	=	0.23	÷	25	=	0.01
G: 見回り・給餌1回当り機械運転歩掛 (車両による林道等走行時間)(h)							(小数3位四捨五入)
H: 車両による林道等走行距離(片道)(km)	(見回り・給餌1回当り機械運転歩掛)						
I: 走行速度 15km/h	G=2×H／I	=	2	×	1.7		
				÷	15	=	0.23
							(小数3位四捨五入)

機械運転単価表(1)	(中小型トラック 1時間当り燃料消費量)
	=機関出力 × 運転1時間当り燃料消費率
	= 58 × 0.049 = 2.842
	÷ 2.8
	(有効数字3位四捨五入)

単価表

第14号単価表		見回り(発信確認のみ)		1回当り 単価表		【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.03				
従事者C	普通作業員	人	0.03				
中小型トラック	ガソリンエンジン駆動 最大積載質量750kg	時間	0.23			機械運転単価表(1)	
1回当り		回	1				

※林道等走行し、発信確認を行う

機械運転単価表(1)		中小型トラック		1時間当り 単価表		【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率	
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機械損料算定表(13)欄	
1時間当り		時間	1				

林道等走行距離1.7km／回(片道)

A:労務歩掛(人/回)

(見回り・給餌1回当り労務歩掛)

B:機械運転歩掛(h)

A=B／8h

=

0.23

÷

8

=

0.03

(小数3位四捨五入)

C:林道走行距離(km)

D:走行速度15km/h

(見回り・給餌1回当り機械運転歩掛)

B=2×C／D

=

2

×

1.7

÷

15

=

0.23

(小数3位四捨五入)

機械運転単価表(1)

(中小型トラック 1時間当り燃料消費量)

=機関出力

×

運転1時間当り燃料消費率

=

58

×

0.049

=

2.842

÷

2.8

(有効数字3位四捨五入)

単価表

第15号単価表		集合理設 10頭当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.94			
従事者C	普通作業員	人	0.94			
諸雑費		%	7			銃器止刺し(鉛製銃弾)
合計		頭	10			
1頭当り		頭	1			

※わな猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬(100m以内)、個体の車両への積込・積降し、捕獲跡地整地、個体の埋設、人力による埋め戻し、わなの再設置までの作業

第16号単価表		事業区域外の埋設穴へ運搬(栃谷→埋設場所)			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	普通作業員	人	0.04			
従事者C	普通作業員	人	0.04			
中小型トラック	ガソリンエンジン駆動 最大積載質量750kg	時間	0.33			機械運転単価表(1)
合計		回	1			

栃谷国有林入り口から邑南町淀原の埋設穴までの往復 20 分

8時間あたり1人役 1時間あたり 人役 0.04167

20分÷60分 = 0.33

機械運転単価表(1)		中小型トラック 1時間当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機械損料算定表(13)欄
1時間当り		時間	1			

単価表

<立岩国有林>

第17号単価表		くくりわな設置 10基当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.31			
従事者C	普通作業員	人	0.31			
諸雑費		%	1			
合計		基	10			
1基当り		基	1			

第18号単価表		くくりわな撤去 10基当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.10			
従事者C	普通作業員	人	0.10			
合計		基	10			
1基当り		基	1			

第19号単価表		通報装置(子機)設置 単価表			【標準歩掛】		10基当り
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.21				
従事者C	普通作業員	人	0.21				
諸雑費		%	1				
合計		基	10				
1基当り		基	1				

第20号単価表		通報装置(子機)撤去 単価表			【標準歩掛】		10基当り
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.11				
従事者C	普通作業員	人	0.11				
合計		基	10				
1基当り		基	1				

撤去歩掛は、設置歩掛(諸雑費率は除く)の50%

0.21

×

0.5

=

0.11

(小数第3位四捨五入)

単価表

第21号単価表		見回り(現地) 1回当り 単価表		【標準歩掛】		
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.50			
従事者C	普通作業員	人	0.50			
中小型トラック	ガソリンエンジン駆動 最大積載質量750kg	時間	0.39			機械運転単価表(1)
諸雑費		%	1			
1回当り		回	1			

※林道等から100m以内のわなや給餌箇所等に対する、見回り・給餌作業、わな等の維持補修を対象(給餌の有無を問わない)

機械運転単価表(1)		中小型トラック 1時間当り 単価表		【標準歩掛】		
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機械損料算定表(13)欄
1時間当り		時間	1			

林道等走行距離2.9km／回(片道)、見回り・給餌(ワナの箇所)が25箇所／回

(見回り・給餌1回当り労務歩掛)

A: 見回り・給餌1回当り労務歩掛(人／回)
B: 見回り・給餌1回当り所要時間(h／回)
C: 見回り・給餌1箇所当り所要時間(h／箇所)
D: 見回り・給餌箇所数(箇所)
E: 見回り・給餌1箇所当り林道等走行時間(h／箇所)
F: 見回り・給餌時間 0.08h／箇所
G: 見回り・給餌1回当り機械運転歩掛 (車両による林道等走行時間)(h)
H: 車両による林道等走行距離(片道)(km)
I: 走行速度 15km/h

$$A = B \div 8 = \frac{2.50}{8} = 0.31$$
$$\div 0.50$$

(0.5単位で切り上げ)

$$B = C \times D = \frac{0.10}{1} \times \frac{25}{1} = 2.50$$
$$C = E + F = \frac{0.02}{1} + \frac{0.08}{1} = 0.10$$
$$E = G \div D = \frac{0.39}{25} = 0.02$$

(小数3位四捨五入)

(見回り・給餌1回当り機械運転歩掛)

$$G = 2 \times H \div I = \frac{2 \times 2.9}{15} = 0.39$$

(小数3位四捨五入)

機械運転単価表(1) (中小型トラック 1時間当り燃料消費量)

$$= \text{機関出力} \times \text{運転1時間当り燃料消費率}$$
$$= 58 \times 0.049 = 2.842$$
$$\div 2.8$$

(有効数字3位四捨五入)

単価表

第22号単価表		見回り(発信確認のみ)		1回当り 単価表		【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
従事者B	特殊作業員	人	0.05				
従事者C	普通作業員	人	0.05				
中小型トラック	ガソリンエンジン駆動 最大積載質量750kg	時間	0.39			機械運転単価表(1)	
1回当り		回	1				

※林道等走行し、発信確認を行う

機械運転単価表(1)		中小型トラック 1時間当り 単価表		【標準歩掛】			
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率	
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機械損料算定表(13)欄	
1時間当り		時間	1				

林道等走行距離2.9km／回(片道)

A:労務歩掛(人/回)

(見回り・給餌1回当り労務歩掛)

B:機械運転歩掛(h)

A=B／8h

=

0.39

÷

8

=

0.05

(小数3位四捨五入)

C:林道走行距離(km)

D:走行速度15km/h

(見回り・給餌1回当り機械運転歩掛)

B=2×C／D

=

2

×

2.9

÷

15

=

0.39

(小数3位四捨五入)

機械運転単価表(1)

(中小型トラック 1時間当り燃料消費量)

=機関出力 × 運転1時間当り燃料消費率

= 58 × 0.049 = 2.842

≒ 2.8

(有効数字3位四捨五入)

単価表

第23号単価表		集合理設 10頭当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.94			
従事者C	普通作業員	人	0.94			
諸雑費		%	7			銃器止刺し(鉛製銃弾)
合計		頭	10			
1頭当り		頭	1			

※わな猟捕獲における保定、止刺し、検体作業、個体の小運搬(100m以内)、個体の車両への積込・積降し、捕獲跡地整地、個体の埋設、人力による埋め戻し、わなの再設置までの作業

第24号単価表		事業区域外の埋設穴へ運搬(立岩→埋設場所)			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
従事者B	特殊作業員	人	0.05			
従事者C	普通作業員	人	0.05			
中小型トラック	ガソリンエンジン駆動 最大積載質量750kg	時間	0.40			機械運転単価表(1)
合計		回	1			

立岩国有林入り口から邑南町淀原の埋設穴までの往復 24 分

8時間あたり1人役 1時間あたり 人役 0.05

24分/60分 → 0.4

機械運転単価表(1)		中小型トラック 1時間当り 単価表			【標準歩掛】	
名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
ガソリン	レギュラー スタンド	L	2.8			機関出力×燃料消費量率
機械損料	中小型トラック	h	1.0			機械損料算定表(13)欄
1時間当り		時間	1			

単価表

第25号単価表		宿泊費		単価表			【標準歩掛】	
名 称		規 格		単位	数量	単価	金額	摘 要
宿泊費				泊	179			○打ち合わせ6回＝6泊 ○わな設置日の前泊入り2クール×3地区×2人＝12泊 ○現地見回り(0.5人役)14日×3地区×2人＝84泊 ○発信確認のみ(0.06+0.08+0.08人役)32日×2人＝64泊 ○わな撤去日の前泊2クール×3地区×2人＝12泊 ○三ツ石山集合理設穴掘削1名1泊
合計					179			

第26号単価表		打合せ		単価表		【標準歩掛】			
名 称		規 格		単位	数量	単価	金額	摘 要	
打合せ		土木－一般世話役		日	6			浜田管内:1回目1日、2回目1日、3回目1日 県央管内:1回目1日、2回目1日、3回目1日	
合計					6				

(2)機労材単価

	名称	規格	単位	単価	備考	適用単価
1	従事者B	特殊作業員	人		公共工事設計労務単価	R8.3.1
2	従事者C	普通作業員	人		公共工事設計労務単価	R8.3.1
3	運転手(特殊)		人		公共工事設計労務単価	R8.3.1
4	軽油	パトロール給油 ,2～4KL積載車給油	L		公共工事設計資材単価表(浜田2)	R8.7.1
5	ガソリン	レギュラー スタンド	L		公共工事設計資材単価表(浜田2)	R8.7.1
	ガソリン	レギュラー スタンド	L		公共工事設計資材単価表(県央AB)	R8.7.1
6	バックホウ(クローラ型)	後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)]山積0.28m3(平積0.2m3)	供用日		治山林道必携損料(15)欄	R 7 年 8 月発行
7	中小型トラック	ガソリンエンジン駆動 最大積載質量750kg	時間		治山林道必携損料(13)欄	R 7 年 8 月発行
8	宿泊費		日		業務委託積算基準	R8.6.1
9	従事者A	土木ー一般世話役	日		設計業務委託等技術者単価	R8.3.1

指定管理鳥獣捕獲等事業（三ツ石山国有林及び付近の民有林、市有林）

1クール目

項目	日付	日数	わな設置	わな撤去	見回り	見回り（発信確認のみ）	通報装置設置	通報装置撤去
設置①		1日目	20				20	
		2日目				○		
		3日目				○		
見回り②		4日目			○			
		5日目				○		
		6日目				○		
見回り③		7日目			○			
		8日目				○		
		9日目				○		
見回り④		10日目			○			
		11日目				○		
		12日目				○		
見回り⑤		13日目			○			
		14日目				○		
		15日目				○		
見回り⑥		16日目			○			
		17日目				○		
		18日目				○		
見回り⑦		19日目			○			
		20日目				○		
		21日目				○		
見回り⑧		22日目			○			
		23日目				○		
		24日目				○		
撤去		25日目		20				20
小計			20	20	7	16	20	20

わな設置期間50 日

わな設置回数40 基

わな撤去回数40 基

見回り回数（現地まで）14 回（1回20基、1か所あたり3日に1回）

見回り回数（発信確認のみ）32 回

通報装置設置回数40 回

通報装置撤去回数40 回

2クール目（わな設置20個）

項目	日数	わな設置	わな撤去	見回り	見回り（発信確認のみ）	通報装置設置	通報装置撤去
設置①	1日目	20				20	
	2日目				○		
	3日目				○		
見回り②	4日目			○			
	5日目				○		
	6日目				○		
見回り③	7日目			○			
	8日目				○		
	9日目				○		
見回り④	10日目			○			
	11日目				○		
	12日目				○		
見回り⑤	13日目			○			
	14日目				○		
	15日目				○		
見回り⑥	16日目			○			
	17日目				○		
	18日目				○		
見回り⑦	19日目			○			
	20日目				○		
	21日目				○		
見回り⑧	22日目			○			
	23日目				○		
	24日目				○		
撤去	25日目		20				20
小計		20	20	7	16	20	20

指定管理鳥獣捕獲等事業（栃谷国有林）

1クール目

項目	日付	日数	わな設置	わな撤去	見回り	見回り（発信確認のみ）	通報装置設置	通報装置撤去
設置①		1日目	25				25	
		2日目				○		
		3日目				○		
見回り②		4日目			○			
		5日目				○		
		6日目				○		
見回り③		7日目			○			
		8日目				○		
		9日目				○		
見回り④		10日目			○			
		11日目				○		
		12日目				○		
見回り⑤		13日目			○			
		14日目				○		
		15日目				○		
見回り⑥		16日目			○			
		17日目				○		
		18日目				○		
見回り⑦		19日目			○			
		20日目				○		
		21日目				○		
見回り⑧		22日目			○			
		23日目				○		
		24日目				○		
撤去		25日目		25				25
小計			25	25	7	16	25	25

わな設置期間50 日

わな設置回数50 基

わな撤去回数50 基

見回り回数（現地まで）14 回（1回25基、1か所あたり3日に1回）

見回り回数（発信確認のみ）32 回

通報装置設置回数50 回

通報装置撤去回数50 回

2クール目（わな設置25個）

項目	日数	わな設置	わな撤去	見回り	見回り（発信確認のみ）	通報装置設置	通報装置撤去
設置①	1日目	25				25	
	2日目				○		
	3日目				○		
見回り②	4日目			○			
	5日目				○		
	6日目				○		
見回り③	7日目			○			
	8日目				○		
	9日目				○		
見回り④	10日目			○			
	11日目				○		
	12日目				○		
見回り⑤	13日目			○			
	14日目				○		
	15日目				○		
見回り⑥	16日目			○			
	17日目				○		
	18日目				○		
見回り⑦	19日目			○			
	20日目				○		
	21日目				○		
見回り⑧	22日目			○			
	23日目				○		
	24日目				○		
撤去	25日目		25				25
小計		25	25	7	16	25	25

指定管理鳥獣捕獲等事業（立岩国有林）

1クール目

項目	日付	日数	わな設置	わな撤去	見回り	見回り（発信確認のみ）	通報装置設置	通報装置撤去
設置①		1日目	25				25	
		2日目				○		
		3日目				○		
見回り②		4日目			○			
		5日目				○		
		6日目				○		
見回り③		7日目			○			
		8日目				○		
		9日目				○		
見回り④		10日目			○			
		11日目				○		
		12日目				○		
見回り⑤		13日目			○			
		14日目				○		
		15日目				○		
見回り⑥		16日目			○			
		17日目				○		
		18日目				○		
見回り⑦		19日目			○			
		20日目				○		
		21日目				○		
見回り⑧		22日目			○			
		23日目				○		
		24日目				○		
撤去		25日目		25				25
小計			25	25	7	16	25	25

わな設置期間

50 日

わな設置回数

50 基

わな撤去回数

50 基

見回り回数（現地まで）

14 回

（1回25基、1か所あたり3日に1回）

見回り回数（発信確認のみ）

32 回

通報装置設置回数

50 回

通報装置撤去回数

50 回

2クール目（わな設置25個）

項目	日数	わな設置	わな撤去	見回り	見回り（発信確認のみ）	通報装置設置	通報装置撤去
設置①	1日目	25				25	
	2日目				○		
	3日目				○		
見回り②	4日目			○			
	5日目				○		
	6日目				○		
見回り③	7日目			○			
	8日目				○		
	9日目				○		
見回り④	10日目			○			
	11日目				○		
	12日目				○		
見回り⑤	13日目			○			
	14日目				○		
	15日目				○		
見回り⑥	16日目			○			
	17日目				○		
	18日目				○		
見回り⑦	19日目			○			
	20日目				○		
	21日目				○		
見回り⑧	22日目			○			
	23日目				○		
	24日目				○		
撤去	25日目		25				25
小計		25	25	7	16	25	25